

◎種苗法の一部を改正する法律

(平成一九年五月一八日法律第四九号)

一、提案理由 (平成一九年三月二九日・参議院農林水産委員会)

○国務大臣 (松岡利勝君) 種苗法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

種苗法は、優良な植物の新品種の育成の振興のため、品種登録を受けた品種の育成者にその業としての利用を専有する権利、すなわち育成者権を付与する品種登録制度を定めております。近年、育成者権は知的財産権として定着し、この制度による植物新品種の登録の件数、育成者権の譲渡件数がともに増加する等その経済的価値が広く認められてきております。

他方、侵害行為を発見しても損害の回復までに至らず、また、侵害行為に対する罰則が軽いため、侵害行為に対する十分な抑制が働かない等の問題が生じております。さらに、登録品種でない種苗に登録品種と誤認されるおそれのある表示が付される等の問題も生じております。

このような問題を踏まえ、育成者権の適切な保護に資するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、訴訟上の救済措置を円滑に講ずるための規定の整備であります。

特許法等他の知的財産権の保護に関する法律に倣い、侵害物品の譲渡数量に正規品の単位当たり利益の額を乗じた額を損害額と推定できること等の規定を整備することとしております。

第二に、育成者権侵害罪の罰則の引上げ等であります。

育成者権侵害罪の罰則を特許法等他の知的財産権の保護に関する法律と同様に、十年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はこれらの併科、法人の場合は三億円以下の罰金を科すること等としております。

第三に、表示の適正化等であります。

登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その種苗に登録品種に係る旨の表示を付すように努めなければならないこととするとともに、登録品種でない種苗に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付すことを禁止する等の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告 (平成一九年四月一日)

○加治屋義人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、植物新品種の育成者権の適切な保護に資するため、育成者権を侵害された者の訴訟上の救済を円滑に図るための制度を充実させるとともに、育成者権の侵害に

対する刑事罰の強化、虚偽の品種登録表示を禁止する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、育成者権侵害罪の罰則引上げの効果、アジア諸国における品種保護制度の整備に向けた働き掛けの必要性、DNA品種識別技術の開発の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成一九年五月一日）

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、植物新品種の育成者権の侵害が疑われる事例が増加している状況等にかんがみ、育成者権の適切な保護に資するため、権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するとともに、育成者権侵害罪の罰則を引き上げ、品種登録表示の努力義務化等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十一日参議院から送付され、二十五日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌二十六日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨五月十日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。